

未出生児の申請に関する同意書

大阪市城東区保健福祉センター所長 宛て

未出生児の令和9年4月保育施設・保育事業利用申込（1次調整）を行うにあたり、下記の内容を確認した上で申し立て同意します。

次の事項について確認のうえ、すべての□にレ点をチェックしてください。また、出産予定日を記載してください。

☐ 申し込む保育施設に見学に行き、未出生児の申し込みをすることを申告し、当該保育施設より利用申込の了承を得ています。

☐ 出産予定日が令和 年 月 日です。母子手帳の内容にも間違いはありません。

※出産予定日が令和8年12月21日までの方はお申込みいただけますが、1次調整では令和8年11月30日までに生まれたこどものみを利用調整対象とします。

令和8年12月1日以降に生まれたこどもは2次調整から利用調整の対象となりますのでご了承ください。

※母子手帳の写しの提出が必要です。

（①表紙②保護者全員が記載されているページ③分娩予定日が記載されているページ）

☐ 令和8年11月30日までに出生後、令和8年12月11日までに申し込みしたこどもと一緒に城東区役所保健福祉課（子育て教育）（3階34番窓口）に面接に行きます。令和8年12月1日以降に出生した場合、令和9年1月20日までに（やむを得ず、上記の日程までに来庁できない場合、2次調整の締め切り日（令和9年2月5日（金曜日））までに面接に行きます。

（注：申し込みしたこどもの体調等の諸事情により、本項によりがたい場合は、速やかに城東区役所保健福祉課（子育て教育）まで連絡してください。）

☐ 面接時、利用調整調査票（その2）そのほか必要箇所について必要な事項の記入をします。

☐ 出生後、対象児童用診断書等が必要な場合は提出をします。

上記の内容に虚偽があった場合や、上記の事項を各期日内に行われなかった場合、大阪市内保育施設の内定を取り消されても異議はありません。

令和 年 月 日

保護者氏名

児童との続柄

現住所